

藤沢市災害復興条例をここに公布する。

平成26年12月18日

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市条例第22号

藤沢市災害復興条例

藤沢市は、市民の生命及び財産を守ることを基本に、「防災」の視点から、災害に強い都市づくりを目指してきた。しかしながら、未曾有の被害を引き起こした平成7年1月の阪神・淡路大震災や平成23年3月の東日本大震災の教訓を踏まえると、事前の対策を講じたとしても被害は生じ得るという認識のもとに、発災後の被害の最小化を図る「減災」の考え方を市民及び事業者も含めて一層徹底しなければならない。併せて、被災前及び被災後の対策のさらなる強化充実を図ることにより、迅速な復興を進めることが必要である。

また、二つの震災の教訓から、被災したまちの復興には、被災前の地域コミュニティをできる限り維持しながら、生活の再建、社会経済環境の回復と向上を目指すことが必要であり、地域社会として復興することの重要性が指摘されている。

このようなことから、市としては、平常時から減災の考え方を取り入れた総合的な防災都市づくりを進めるとともに、大規模な地震や津波などによりもたらされる重大な被害からの復興に当たっては、市民の暮らしの安定及び向上により心の復興を実現することを目標として、市街地整備や産業振興等を含めた「市民生活の復興」を進めることとする。そのため、市は、市民、事業者及び市民組織と協働して、復興対策を総合的かつ計画的に推進するという決意を表明するとともに、復興に関する基本理念及び復興対策の指針を示すため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、この市に大規模かつ重大な災害が発生した場合において、市が市民、事業者及び市民組織と協働して復興対策を総合的かつ計画的に推進することにより、被災後における市民生活の復興を進めることによって市民の心の復

興を実現し、もって市民が安心して住み続けられるまちづくりを進めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 地震その他の異常な自然現象等により生ずる被害をいう。
- (2) 市民生活の復興 大規模かつ重大な災害が発生した場合において、市民の生活の安定及び向上を図ることを第一義の目的とし、被災前の地域コミュニティをできる限り維持しつつ、生活の再建、再度の災害の防止並びに生活及び社会経済環境の向上を目指し総合的に進める復興をいう。
- (3) 復興対策 市民生活の復興を進めるための各種の対策をいう。
- (4) 市民組織 大規模かつ重大な災害が発生した場合において、第6条第2項に規定する活動を行うことを目的として設立される組織をいう。

(基本理念)

第3条 復興対策は、市と市民、事業者及び市民組織とが協働して市民生活の復興を進めることにより、この市のその後の持続的な発展に寄与するものとする。

2 復興対策は、コミュニティ、福祉、教育、産業及び都市づくり等の復興の課題に対し、総合的かつ計画的に取り組み、安全で住みやすいまちの再生を図るものとする。

(市の役割)

第4条 市は、地震により大規模かつ重大な被害が発生したときには、市民生活の復興を進めるため、速やかに震災復興基本方針及び震災復興計画を定めなければならない。

2 市は、震災復興計画の策定に当たっては、市民、事業者及び市民組織の意見を聴くよう努めるとともに、復興対策の推進に当たっては、市民、事業者及び市民組織との適切な合意形成に努めなければならない。

3 市は、国、神奈川県及び関係機関との連携を図り、復興対策その他必要な施策を推進しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民は、地震により大規模かつ重大な被害が発生したときには、自立的か

つ相互に協力し、自らの生活及び生業の復興並びに市民生活及び地域社会の復興に努めるものとする。

2 事業者は、その社会的責任に鑑み、被災後において可能な限り事業活動を継続し、及び市と協働して復興対策を推進することによって、市民生活及び地域社会の復興に寄与するよう努めるものとする。

3 市民及び事業者（以下「市民等」という。）は、市の定めた震災復興基本方針及び震災復興計画に基づく復興を市と協働して進めるよう努めるものとする。

（市民組織）

第6条 市民組織は、地震により大規模かつ重大な被害が発生した場合において、市民生活及び地域社会の復興のために、既存の町内会・自治会組織や地区の各種協議会組織を基礎とし、又は地域に住む市民が新たに立ち上げて設立するものとする。

2 市民組織は、その活動する地域に住む市民や地域内に存する事業者との合意形成を図り、復興のための取組を進めるとともに、市民等、ボランティア及び市との連携を図りながら、自主的かつ自立的に地域社会の復興を進めるための活動を行うものとする。

3 市民組織は、市の定めた震災復興基本方針及び震災復興計画に基づく復興を市と協働して進めるよう努めるものとする。

（震災復興本部の設置）

第7条 市長は、地震により大規模かつ重大な被害が発生し、復興対策を迅速かつ円滑に推進する必要があると認めるときは、藤沢市震災復興本部（以下「本部」という。）を設置するものとする。

（本部の組織及び職務）

第8条 本部に、本部長、副本部長及び本部員を置く。

2 本部長は、市長をもって充てる。

3 副本部長及び本部員は、市の職員のうちから本部長が指名する。

4 本部は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第1項の規定により設置される藤沢市災害対策本部と連携し、復興対策を推進するものとする。

（本部の廃止）

第9条 市長は、本部の設置目的が達成されたと認めるときは、本部を廃止するものとする。

(準用)

第10条 第4条から前条までの規定は、震災以外の災害の場合において準用する。この場合において、第4条第1項、第5条第3項及び第6条第3項中「震災復興基本方針」と、第4条第1項及び第2項、第5条第3項並びに第6条第3項中「震災復興基本計画」と、第7条中「藤沢市震災復興本部」とあるのは、当該震災以外の災害に応じた名称に読み替えるものとする。

(市民等及び市民組織の参画と復興の推進)

第11条 市は、市民等及び市民組織の参画及び市民等及び市民組織との協働を基本に、市民等及び市民組織の力を最大限に活かした復興を進めるものとする。

(市民組織への支援)

第12条 市は、市民組織が地域社会の復興を進めるための活動を行うに当たり、市民組織に対し、情報の提供、相談体制の充実、資機材の提供及びその他必要な支援を行うものとする。

(災害復興基金)

第13条 市は、市民生活の復興を迅速かつ円滑に進めるため、災害復興基金を設置し、必要な財源の確保に努めるものとする。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、市民生活の復興の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。